

証券コード 9987
平成23年6月6日

株主各位

名古屋市東区東片端町8番地

株式会社 スズケン

代表取締役社長 太田裕史

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

先般の東日本大震災により被災された皆様には、心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。平成23年6月27日（月曜日）の当社営業時間の終了時（午後5時15分）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権行使に際しましては、48頁から50頁記載の「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) 等にアクセスしていただき、上記行使期限までに議決権をご行使ください。

なお、書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使と重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年 6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始午前9時）
2. 場 所 名古屋市東区東片端町8番地
当社本社ビル 2階ホール
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第65期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.suzuken.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、海外経済の復調による輸出の持ち直しなどにより、緩やかな回復過程にあったものの、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災による、国内経済に与える影響や、福島第一原子力発電所事故に伴う世界的な風評被害など、先行きの情勢を見極めることが困難な厳しい状況となりました。

医薬品卸業界におきましては、東日本大震災で被災された患者さまに対し、生命関連商品である医薬品等を安定的に供給するため、卸間の垣根を越え、行政・業界が一丸となって活動をしてまいりました。

当社グループにおきましては、東日本大震災の影響により東北地方及び関東地方における各支店、戸田物流センター、千葉物流センターにおいて建物や商品への被害が発生いたしました。が、医薬品等を患者さまに安定的にお届けするという社会的使命を果たすべく、グループ会社を含め全国各地から総勢300名以上が東北・関東地方の各支店や関東の物流センター等へ支援に赴き、医療用医薬品等の安定供給に最大限努めてまいりました。

しかしながら、東日本大震災の被害に加え、平成22年4月に実施された薬価基準の実質6.5%の引下げやジェネリック医薬品の使用促進による長期収載品（特許の切れた先発品）の市場縮小、卸間での競争激化などの影響により、厳しい経営環境となりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は1兆7,519億28百万円（前期比0.9%増）、営業利益は53億70百万円（前期比61.8%減）、経常利益は200億26百万円（前期比30.1%減）、当期純利益は96億27百万円（前期比31.1%減）となりました。なお、特別損失40億45百万円のうち、東日本大震災の影響による損失として17億49百万円を計上しております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

- ① 医薬品卸売事業では、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」による「緊急提言」を受け、流通改善に取り組むとともに、平成22年4月に試行的に導入された制度（新薬創出・適応外薬解消等促進加算）の趣旨に基づき、個々の医療用医薬品の価値に見合った価格交渉を行ってまいりましたが、価格交渉の難航や卸間での競争激化などにより、厳しい状況となりました。

この結果、売上高は1兆6,671億93百万円（前期比0.6%増）、営業損失は43億99百万円（前期は59億25百万円の営業利益）となりました。

- ② 医薬品製造事業では、主力製品である糖尿病食後過血糖改善剤「セイブル錠」の売上高は、中核病院での処方量拡大や納入軒数の増加により、13億18百万円増の185億62百万円（前期比7.6%増）となりました。

この結果、売上高は682億67百万円（前期比3.1%増）、営業利益は57億55百万円（前期比3.0%増）となりました。

- ③ 保険薬局事業では、M&Aや新規出店による事業拡大とともに、管理業務の集約化や在庫管理の強化を実施し、業務の効率化に努めてまいりました。

この結果、売上高は706億36百万円（前期比10.6%増）、営業利益は34億91百万円（前期比126.9%増）となりました。

- ④ 医療関連サービス等事業では、主に、医薬品の輸配送事業を営む中央運輸株式会社を平成21年9月に完全子会社化したことが寄与しております。

この結果、売上高は213億14百万円（前期比27.6%増）、営業利益は8億40百万円（前期比8.4%増）となりました。
（注）セグメント別の売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は178億76百万円であり、その主なものは、医薬品卸売事業における物流センターの建設及びシステム基盤の再構築、医薬品製造事業における工場の建設であります。

なお、当連結会計年度の所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

わが国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療保険財政の逼迫等を背景に医療システム全体の抜本的な改革が迫られるなど、依然として厳しい状況が続いております。

医療用医薬品市場におきましては、薬価基準の引下げやジェネリック医薬品の使用促進に伴う長期収載品市場の縮小、東日本大震災に伴う様々な影響があるものの、高齢化の進展、生活習慣病関連薬剤や抗悪性腫瘍剤等の市場拡大、新薬効果等により、緩やかながら成長するものと推測しております。

このような状況のなか、当社グループでは長期ビジョンである「医療と健康になくてはならない存在へ」となるべく、新しい価値の創造に向けて取組んでおります。また、グループ企業の一体感と総合力を高めながら英知を結集し、単なる卸集団で

は成し得ない幅広い価値を提供する、より高次のグループへと進化してまいります。

なお、東日本大震災に伴う電力不足への対応といたしましては、照明設備や空調設備などの使用抑制を図るとともに、本社及び各支店の営業時間、物流センターの稼働時間等につきましても、行政・業界と連携を取りながら実施してまいります。また、今後の有事への対応につきましても、様々な局面を想定しながら、事業継続のあり方について見直しを図ってまいります。

[医薬品卸売事業]

医薬品卸売事業におきましては、「地域密着全国卸」へと進化するために地域医療連携への取組みを強化するとともに、グループシナジーの最大化を図るためグループ卸各社の連携を強化し、全国シェアNo. 1に向け取組んでまいります。また、全社員の行動方針である「全員営業」のもと、多様化する医療機関等のお得意さまのニーズにお応えできる体制の構築に努めてまいります。

営業面では、販路ごとのセグメントではなく、お得意さまのニーズに基づいたセグメントを行い、そのセグメント別に営業の役割や機能を明確化し、専門性を高めてまいります。

物流面では、全国9拠点の物流センター及びこの機能を補う8拠点の商品センターの構築による物流構想の早期実現に取り組むとともに、地域特性に合わせたエリア物流の最適化、物流センターの有効活用やメーカー物流を含めた広域物流の最適化、そしてエリア物流と広域物流の連携によるシームレスな物流体制を構築してまいります。

システム面では、今後の環境の変化に対応できるよう販売物流系のシステム基盤を再構築し、ローコスト経営に対応できるよう取組んでまいります。

海外事業におきましては、中国の上海市医薬股份有限公司と

設立した合弁会社「上海鈴謙滬中医薬有限公司」を中心に、引き続き中国市場の営業基盤の強化と新たな販路拡大に努めてまいります。日本国内で培ってきたノウハウを活かすことで、お得意さま満足度のさらなる向上に努めるとともに、中国の医療業界の発展にも貢献してまいります。

[医薬品製造事業]

医薬品製造事業におきましては、子会社である株式会社三和化学研究所が、中長期経営方針を「糖尿病治療のベストパートナー企業としての確固たる地位を実現する」と定め、医薬品、診断薬、ニュートリション（医療用食品）の3事業の総合力を發揮し、糖尿病及び周辺領域における予防、診断、治療、療養、介護に至るディジーズマネジメント（疾病管理）を支援してまいります。さらには、受託生産、OSDRC（One-Step Dry-Coating：新規打錠技術）を加えた5事業を強化してまいります。

また、興和株式会社と共同開発契約を締結した新規経口血糖降下剤（SK-0403）や株式会社富士薬品と共同開発契約を締結した高尿酸血症・痛風治療薬（FYX-051）の早期承認に向けた取組みを強化してまいります。

[保険薬局事業]

保険薬局事業におきましては、在宅医療への対応など地域医療における役割や機能の充実を図り、患者さまに選ばれる薬局づくりを展開してまいります。また、M&Aや新規出店による事業拡大を推進していくとともに、管理業務の集約化や運営体制の見直しを実施し、業務の効率化を図ってまいります。

[医療関連サービス等事業]

医療関連サービス等事業におきましては、「健康創造のズケングループ」として、医療や健康に関わる領域で機能拡充や新たな事業の具現化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成19年度 第 62 期	平成20年度 第 63 期	平成21年度 第 64 期	平成22年度 第 65 期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 1,586,596	百万円 1,641,331	百万円 1,735,476	百万円 1,751,928
経 常 利 益	百万円 37,155	百万円 28,811	百万円 28,643	百万円 20,026
当 期 純 利 益	百万円 21,327	百万円 7,072	百万円 13,969	百万円 9,627
1株当たり当期純利益	円 銭 230 49	円 銭 77 10	円 銭 154 96	円 銭 106 79
総 資 産	百万円 822,852	百万円 828,515	百万円 858,608	百万円 912,406
純 資 産	百万円 274,357	百万円 270,854	百万円 277,944	百万円 284,851
1株当たり純資産	円 銭 2,951 19	円 銭 2,961 98	円 銭 3,080 67	円 銭 3,157 40
自 己 資 本 比 率	% 33.0	% 32.2	% 32.3	% 31.2

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況（平成23年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社三和化学研究所	百万円 2,101	% 100.00	医薬品等の製造・販売
株式会社サンキ	1,081	100.00	医薬品等の販売
株式会社アステイス	946	100.00	医薬品等の販売
株式会社翔薬	880	100.00	医薬品等の販売
株式会社スズケン沖縄薬品	12	100.00	医薬品等の販売
ナカノ薬品株式会社	94	100.00	医薬品等の販売
株式会社スズケン岩手	97	100.00	医薬品等の販売
株式会社ファーコス	382	100.00	医薬品等の調剤

(注) 上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は58社であります。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント（平成23年3月31日現在）

医薬品卸売事業……………医薬品、診断薬、医療機器・材料等を
販売する事業

医薬品製造事業……………医薬品、診断薬等を製造する事業

保険薬局事業……………医療機関からの処方箋に基づき調剤を
行う事業

(7) 企業集団の主要拠点等（平成23年3月31日現在）

- ① 当社本社 名古屋市東区東片端町8番地
- ② 営業拠点
- | | | |
|--------------|---|--------------|
| 当 | 社 | 名古屋市東区他166支店 |
| 株式会社サンキ | | 広島市西区他 |
| 株式会社アスティス | | 愛媛県松山市他 |
| 株式会社翔薬 | | 福岡市博多区他 |
| 株式会社スズケン沖縄薬品 | | 沖縄県那覇市他 |
| ナカノ薬品株式会社 | | 栃木県宇都宮市他 |
| 株式会社スズケン岩手 | | 岩手県盛岡市他 |
| 株式会社ファーコス | | 東京都千代田区他 |
- ③ 生産拠点
- | | |
|-------------|---------|
| 株式会社三和化学研究所 | 名古屋市東区他 |
|-------------|---------|

(8) 企業集団の使用人の状況（平成23年3月31日現在）

区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減 (△は減少)
医 薬 品 卸 売 事 業	10,434 名	248 名
医 薬 品 製 造 事 業	1,429	55
保 険 薬 局 事 業	2,202	102
医 療 関 連 サ ー ビ ス 等 事 業	1,087	92
合 計	15,152	497

(注) 上記使用人数は、企業集団から企業集団外への出向者を除き、企業集団外から企業集団への出向者を含めております。

(9) 配当方針

当社グループは、安定的な配当の継続を基本に、連結配当性向30%を目処として段階的に引上げることを基本方針とし、継続的な業績向上に基づく増配を目指しております。

剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回の配当を基本的な方針としております。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、当業界を取り巻く厳しい環境のなか、競争上の優位性を確保し、安定成長を維持するため、事業拡大と営業・物流・情報基盤の強化に重点を置いた配分を行ってまいります。

これらの方針に基づき、当連結会計年度の配当金につきましては、当期業績が予想を下回ったものの、安定的な配当の継続や剰余金分配可能額等を総合的に勘案し、予定どおり期末配当金を1株当たり31円とし、中間配当金（1株当たり31円）を含めた通期配当金は1株当たり62円といたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	
別所 芳 樹	代表取締役 会長執行役員	社団法人日本医薬品卸業連合会会長	
太田 裕 史	代表取締役 社長執行役員		
伊藤 高 人	取締役 副社長執行役員 企画本部・情報システム本部・管理本部・薬事管理部担当兼企画本部長		
鈴木 信 夫	取締役 専務執行役員 事業本部長		
大場 博	取締役 専務執行役員 営業本部長		
山下 治 孝	取締役 専務執行役員 管理本部長兼中国事業部担当		
沢田 正 寛	常勤監査役		
岡田 憲 幸	常勤監査役		
岩谷 敏 昭	監査役		弁護士
仲津 眞 治	監査役		
井上 龍 哉	監査役	公認会計士	

(注) 1. 監査役 岩谷敏昭、仲津眞治及び井上龍哉の3名は、社外監査役であります。

なお、3名の社外監査役は、東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として、各取引所に届け出ております。

2. 監査役井上龍哉は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当社では、経営の意思決定・監督の機能と業務執行の機能を分離し、取締役会の活性化及び機動的な業務執行体制の構築を目的に、執行役員制度を導入しております。
執行役員は、23名で構成されており上記役員のうち、取締役は執行役員を兼務しております。

4. 当事業年度中に退任した監査役
常勤監査役 隅田 勝（平成22年6月25日辞任）

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	8名	248百万円
監査役	7名	60百万円
(うち社外監査役)	4名	23百万円)

上記には、平成22年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役2名を含んでおります。

② 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬の決定につきましては、「取締役・執行役員評価内規」「取締役・執行役員処遇内規」に基づき、連結経常利益、連結配当性向、連結自己資本当期純利益率等の全社業績指標及び担当部門業績指標を用いた総合的な業績評価を実施し、指名・報酬委員会での総合的・客観的な検討を経て、取締役会にて報酬を定めております。

監査役報酬の決定につきましては、「監査役報酬内規」に基づき、監査役会にて報酬を定めております。

(3) 社外監査役に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

岩谷監査役は弁護士、井上監査役は公認会計士の資格を有しております。なお、当社との間に取引関係はありません。

② 社外監査役の主な活動状況

平成22年度の取締役会には、岩谷監査役及び仲津監査役が25回中24回、井上監査役が20回中20回、中村監査役が5回中4回出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べております。

また、平成22年度の監査役会には、岩谷監査役、仲津監査役が15回中15回、井上監査役が10回中10回、中村監査役が5回中4回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月29日開催の第60期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(社外監査役との責任限定契約)

社外監査役は、本契約締結後、当社の監査役として会社法第423条第1項の責任を負ったときは、会社法第427条第1項及び当社の定款第36条の規定に基づき、その責任を限定するものとする。ただし、当該責任が監査役の故意又は重過失によるときはこの限りでない。

この場合、監査役の当社に対する損害賠償の額は、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月29日開催の第60期定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(会計監査人との責任限定契約)

会計監査人は、監査契約の履行に伴い生じた当社の損害について、会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社より受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度とする。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	75百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	174百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準導入支援業務等を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は監査役会の同意を得て、または、監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

当社は、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の構築の基本方針として下記のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループ経営理念及び当社の経営理念・行動指針である「SOFT21」並びに「企業倫理綱領」を重要な行動規範と定め、社内コミュニケーションシステム及び研修等を通じ、取締役、執行役員及び従業員の倫理観の涵養と法令遵守を徹底する。
 - (2) 取締役の職務執行の適法性・適正性については、幅広い見識・知見を有する社外有識者、社外取締役及び社外監査役の充実により、一層の監督機能・監督体制の構築に努める。
 - (3) 社長直轄の内部監査を所管する「監査室」が業務執行ラインの統制機能の有効性を監督し、適法性や適正性を継続的にモニタリングする。
 - (4) 取締役会の下部組織として、組織横断的かつ包括的にリスク管理を行う「リスクマネジメント委員会」及びリスク管理

を効果的・効率的に行うための「リスクマネジメント実務委員会」を設置し、継続的にモニタリングを行うとともに、内部通報制度「企業倫理ホットライン」により、当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び従業員の職務執行の健全性を保持する。

- (5) 財務報告に係る内部統制については、社長直轄の「内部統制室」がこれを補助・推進し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性の確保、関連諸規程の整備、ITの活用などによる最適な管理体制の構築に努めるとともに、従業員等に対する適正な業務執行に関する教育・指導により、実効性の高い運用を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行・意思決定に係る情報に関し、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に準拠して保存管理を行い、管理本部担当執行役員が統括して管理する。
- (2) 前項の情報の保管期間は法令及び「文書保存期限一覧表」の定めに従う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を中心に情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、防災管理規程などを整備し、当社及びグループ会社に係るリスク（組織・戦略、情報管理、業務管理、コンプライアンス、災害・事件・事故、財務報告関係）を網羅的・総括的に管理する体制の構築・整備・運用を行っている。
- (2) リスク管理が有効的に機能するよう、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、自律的・継続的にモニタリングを行う。また、リスク全般を一元的に管理する社長直轄の組織「リスク管理室」との緊密な連携により、業務執行上の危機管理及

びリスク発現の未然防止や被害の最小化、被害の拡大防止に向けた取組みを推進する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行を執行役員が担う体制とし、「取締役会規程」「執行役員規程」などによる職務権限の明確化により、迅速かつ効率的に職務を執行する。
- (2) 取締役会は、明確な経営計画を策定し、その目標の全社的浸透を図るとともに、各部門を担当する執行役員は目標達成のための具体的かつ効果的施策を策定し、執行する。
- (3) 取締役は、毎月2回の取締役会において、担当取締役・執行役員からの報告により、業務の執行状況及び適正性を監督・確認し、恒常的に目標達成の確度・効率性の向上のための施策を検討し、実施する。
- (4) 社内コミュニケーションシステムなど、IT技術等の活用による全社的業務効率向上のための体制整備を推進する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社の管理については、「関係会社管理規程」に準拠し、経営上の重要事項は逐一当社に報告するとともに、その意思決定については当社の承認を要する事とする。
- (2) 監査役、監査室及び会計監査人は当社及びグループ各社の定期的監査を行い、経営諸活動の執行状況を、独立的・客観的に評価を行う。また、監査において改善すべき点が発見された場合、被監査部署・被監査子会社に対し勧告・助言を行い、必要に応じ改善状況の報告を求め、有効的な内部統制体

制の保持に努める。

(3) 当社リスクマネジメント委員会を中心に、グループ各社のリスクマネジメント担当部門との緊密な連携により、グループ全体の有効的リスク管理体制の構築を推進する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき従業員として、総務部法務課統轄課長が監査役の補助を行う。

(2) 監査役が職務を円滑に遂行するため、さらに補助する従業員の設置を求める場合、取締役は原則としてこれに応諾するとともに、迅速に必要な協力を行う。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役会規程に基づき、総務部法務課統轄課長の人事について監査役会と意見交換を行う。

(2) 監査役の職務執行を補助する総務部法務課統轄課長及び必要に応じ監査役の職務執行を補助する従業員については、監査役の補助職務の範囲においては取締役以下、補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役、執行役員及び従業員は監査役に対し、重要事項が生じた場合は適時報告を行う。また、経営会議・リスクマネジメント委員会等、監査役の社内重要会議への出席を通じ、逐次当社及びグループ会社の重要事項を報告する。

(2) 監査室長においては、監査役に対し定期的な監査報告を行い、また監査役の求めに応じ調査を行う。

(3) 取締役、執行役員及び従業員は、「内部通報規程」に則り、法令・定款に違反する事実等を直接的若しくは「企業倫理ホットライン」を通じ、リスク管理室に報告する。また、リスク管理室は、必要に応じ接受した情報を監査役に報告を行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び従業員は、監査役からの報告要求や重要書類閲覧要求などに迅速に対応するとともに、監査役と取締役、会計監査人及び監査室等との定期的意見交換の機会確保や、社内重要会議への出席機会の確保などにより、監査役の監査業務の実効性向上に努める。

(注) 本事業報告中の記載数値は、単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、前期比増減率、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産及び自己資本比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】	912,406	【負債の部】	627,555
流動資産	670,558	流動負債	605,548
現金及び預金	71,171	支払手形及び買掛金	580,776
受取手形及び売掛金	416,061	短期借入金	518
有価証券	7,797	未払法人税等	3,583
商品及び製品	133,987	返品調整引当金	448
仕掛品	3,421	賞与引当金	7,314
原材料及び貯蔵品	1,741	災害損失引当金	402
繰延税金資産	8,903	その他	12,505
仕入割戻し等未収入金	22,532		
その他	8,462	固定負債	22,006
貸倒引当金	△ 3,520	長期借入金	157
		繰延税金負債	12,585
固定資産	241,848	再評価に係る繰延税金負債	2,101
有形固定資産	109,638	退職給付引当金	4,796
建物及び構築物	44,325	役員退職慰労引当金	793
機械装置及び運搬具	6,049	その他	1,572
工具、器具及び備品	2,911		
土地	53,754	【純資産の部】	284,851
リース資産	423	株主資本	286,582
建設仮勘定	2,173	資本金	13,546
		資本剰余金	38,899
無形固定資産	26,570	利益剰余金	246,190
		自己株式	△ 12,054
投資その他の資産	105,640	その他の包括利益累計額	△ 1,937
投資有価証券	64,119	その他有価証券評価差額金	5,065
長期貸付金	281	土地再評価差額金	△ 7,003
繰延税金資産	428		
前払年金費用	28,487	少数株主持分	206
その他	13,382		
貸倒引当金	△ 1,058		
資産合計	912,406	負債純資産合計	912,406

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,751,928
売 上 原 価		1,586,773
売 上 総 利 益		165,155
返品調整引当金戻入額		481
返品調整引当金繰入額		448
差 引 売 上 総 利 益		165,187
販売費及び一般管理費		159,816
営 業 利 益		5,370
営 業 外 収 益		15,145
受取利息及び配当金	1,566	
仕入割引	6,874	
受入情報収入	4,595	
その他の	2,108	
営 業 外 費 用		488
支払利息	81	
その他の	407	
経 常 利 益		20,026
特 別 利 益		676
固定資産除売却益	32	
投資有価証券売却益	112	
その他の	531	
特 別 損 失		4,045
固定資産除売却損	365	
減損損失	392	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	189	
災害損失	1,749	
その他の	1,348	
税金等調整前当期純利益		16,657
法人税、住民税及び事業税	5,940	
法人税等調整額	1,067	7,007
少数株主損益調整前当期純利益		9,649
少数株主利益		21
当 期 純 利 益		9,627

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日残高	13,546	38,899	242,152	△ 12,025	282,573
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 5,589		△ 5,589
当期純利益			9,627		9,627
自己株式の取得				△ 32	△ 32
自己株式の処分		△ 0		3	2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 0	4,038	△ 28	4,008
平成23年3月31日残高	13,546	38,899	246,190	△ 12,054	286,582

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成22年3月31日残高	2,187	△ 7,003	△ 4,815	186	277,944
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 5,589
当期純利益					9,627
自己株式の取得					△ 32
自己株式の処分					2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	2,878	—	2,878	19	2,898
連結会計年度中の変動額合計	2,878	—	2,878	19	6,906
平成23年3月31日残高	5,065	△ 7,003	△ 1,937	206	284,851

連結計算書類は「会社計算規則」（平成22年11月25日法務省令第37号）に基づいて作成しております。

記載数値は単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、単位未満を四捨五入して表示しております。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 58社

主要な連結子会社の名称

株式会社三和化学研究所、株式会社サンキ、株式会社アステイス、株式会社翔薬、株式会社スズケン沖縄薬品、ナカノ薬品株式会社、株式会社スズケン岩手、株式会社ファーコス

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(2) 主要な持分法非適用会社の名称

上海鈴謙滬中医薬有限公司

(3) 関連会社に持分法を適用しない理由

上海鈴謙滬中医薬有限公司他9社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は2社であり、それぞれ12月31日と1月31日が決算日であります。

連結計算書類の作成に当たって、12月31日が決算日の連結子会社については、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。1月31日が決算日の連結子会社については、連結決算日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券については、償却原価法（定額法）であります。

その他有価証券については、時価のあるものは、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法であります。

② たな卸資産

商品及び原材料については、主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

製品及び仕掛品については、主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

貯蔵品については、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却方法については、定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

なお、主な科目の耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、受取手形及び売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 返品調整引当金は、売上返品による損失に備えるため、将来返品に伴う損失見込額を計上しております。
- ③ 賞与引当金は、従業員の賞与支給に充てるため、連結会計年度末現在の従業員に対する支給対象期間の支給見込額を計上しております。
- ④ 災害損失引当金は、災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ただし、最長15年を限度としております。

- ⑥ 役員退職慰労引当金は、連結子会社の一部において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度の損益として処理しております。

6. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ15百万円、税金等調整前当期純利益は204百万円減少しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,705百万円
土 地	4,315百万円
計	6,020百万円

(2) 取引保証として担保に供している資産

建物及び構築物	479百万円
土 地	2,334百万円
投資有価証券	548百万円
計	3,362百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 79,078百万円

3. 保証債務

取引先の金融機関からの借入に対する保証 30百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地について再評価を行っております。再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、これを控除した額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△ 5,390百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数

普通株式 93,949,167株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月10日 取締役会	普通株式	2,795	31	平成22年3月31日	平成22年6月4日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	2,794	31	平成22年9月30日	平成22年12月10日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,794	31	平成23年3月31日	平成23年6月7日

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額

3,157円40銭

2. 1株当たり当期純利益

106円79銭

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用について、親会社である当社は、投資対象となる金融商品について運用方針及び資金配分基準を取締役会で毎期決議し、それに基づき運用しております。連結子会社については、短期的な預金等に限定し運用しております。

資金調達については、主に自己資金によっておりますが、一部の国内連結子会社において銀行借入で必要な資金を調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。受取手形及び売掛金に係る顧客のリスクは、債権管理マニュアル等に沿って軽減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券及びその他有価証券であり、経理部による継続的なモニタリングを通じて管理しております。一部の国内連結子会社における借入金の使途は、主に設備投資に係る資金調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	71,171	71,171	—
(2) 受取手形及び売掛金	416,061		
貸倒引当金（※1）	△ 3,297		
	412,764	412,764	—
(3) 仕入割戻し等未収入金	22,532	22,532	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	24,011	24,251	240
② その他有価証券	46,393	46,393	—
(5) 長期貸付金	281		
貸倒引当金（※2）	△ 178		
	103	103	0
資産計	576,976	577,217	241
(1) 支払手形及び買掛金	580,776	580,776	—
(2) 短期借入金	448	448	—
(3) 未払法人税等	3,583	3,583	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定含む）	227	226	△ 1
負債計	585,035	585,033	△ 1

（※1）売掛金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期貸付金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金並びに仕入割戻し等未収入金

現金及び預金並びに仕入割戻し等未収入金については、原則として短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金については、原則として短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、貸倒懸念先については、回収見込額等に基づき貸倒引当金を計上しているため、連結貸借対照表計上額から貸倒引当金計上額を控除したものを時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式については、取引所の価格を時価とし、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金については、返済期日までの将来キャッシュ・フローの割引現在価値を時価としております。

割引計算にあたっては、国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率を使用しております。

なお、貸倒懸念先については、回収見込額等に基づき貸倒引当金を計上しているため、連結貸借対照表計上額から貸倒引当金計上額を控除したものを時価としております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、短期借入金並びに未払法人税等

支払手形及び買掛金、短期借入金並びに未払法人税等については、原則として短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

(2) 長期借入金

長期借入金については、返済期日までの将来キャッシュ・フローの割引現在価値を時価としております。

割引計算にあたっては、同様の新規借入を実施した場合の利率を使用しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,511百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】	815,689	【負債の部】	582,817
流動資産	575,745	流動負債	568,970
現金及び預金	36,940	支払手形	2,902
受取手形	4,651	買掛金	540,928
売掛金	400,885	未払金	5,977
有価証券	7,797	未払法人税等	160
商品及び製品	98,412	返品調整引当金	331
仕掛品	151	賞与引当金	3,431
原材料及び貯蔵品	417	災害損失引当金	397
繰延税金資産	3,579	その他の	14,841
仕入割戻し等未収入金	19,565		
その他の	6,007	固定負債	13,846
貸倒引当金	△ 2,663	繰延税金負債	11,224
固定資産	239,944	再評価に係る繰延税金負債	2,101
有形固定資産	60,399	その他の	520
建物	22,152		
構築物	671	【純資産の部】	232,872
機械及び装置	3,655	株主資本	234,821
車両運搬具	43	資本金	13,546
工具、器具及び備品	1,396	資本剰余金	40,514
土地	31,433	資本準備金	33,836
リース資産	29	その他資本剰余金	6,678
建設仮勘定	1,016	利益剰余金	192,813
無形固定資産	22,055	利益準備金	3,278
ソフトウェア	7,795	その他利益剰余金	189,535
その他の	14,260	固定資産圧縮積立金	527
投資その他の資産	157,488	別途積立金	100,000
投資有価証券	58,725	繰越利益剰余金	89,007
関係会社株式	47,883	自己株式	△ 12,054
関係会社出資金	2,330		
長期貸付金	17,585	評価・換算差額等	△ 1,949
長期前払費用	281	その他有価証券評価差額金	5,054
敷金及び保証金	4,483	土地再評価差額金	△ 7,003
前払年金費用	25,974		
その他の	927		
貸倒引当金	△ 703		
資産合計	815,689	負債純資産合計	815,689

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,535,183
売 上 原 価		1,454,565
売 上 総 利 益		80,617
返品調整引当金戻入額		359
返品調整引当金繰入額		331
差 引 売 上 総 利 益		80,645
販売費及び一般管理費		86,267
営 業 損 失		5,622
営 業 外 収 益		14,965
受取利息及び配当金	3,061	
仕 入 割 引	6,785	
受 入 情 報 収 入	3,590	
そ の 他	1,528	
営 業 外 費 用		1,448
支 払 利 息	13	
そ の 他	1,435	
経 常 利 益		7,894
特 別 利 益		129
投資有価証券売却益	112	
そ の 他	16	
特 別 損 失		2,112
固定資産除売却損	224	
災 害 損 失	1,533	
そ の 他	354	
税 引 前 当 期 純 利 益		5,911
法人税、住民税及び事業税	155	
法 人 税 等 調 整 額	1,670	1,825
当 期 純 利 益		4,086

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資 本 剰 余 金 計	利益準備金	その他利益剰余金					
						固定資 産圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 計		
平成22年3月31日残高	13,546	33,836	6,678	40,515	3,278	527	100,000	90,510	194,316	△ 12,025	236,353
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△ 5,589	△ 5,589		△ 5,589
当期純利益								4,086	4,086		4,086
自己株式の取得										△ 32	△ 32
自己株式の処分			△ 0	△ 0						3	2
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	-	-	-	△ 1,502	△ 1,502	△ 28	△ 1,532
平成23年3月31日残高	13,546	33,836	6,678	40,514	3,278	527	100,000	89,007	192,813	△ 12,054	234,821

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成22年3月31日残高	1,979	△ 7,003	△ 5,023	231,330
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 5,589
当期純利益				4,086
自己株式の取得				△ 32
自己株式の処分				2
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	3,074	-	3,074	3,074
事業年度中の変動額合計	3,074	-	3,074	1,541
平成23年3月31日残高	5,054	△ 7,003	△ 1,949	232,872

個別計算書類は「会社計算規則」（平成22年11月25日法務省令第37号）に基づいて作成しております。

記載数値は単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、単位未満を四捨五入して表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券については、償却原価法（定額法）であります。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法であります。
- (3) その他有価証券については、時価のあるものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法であります。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品及び原材料については、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。
- (2) 製品及び仕掛品については、総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。
- (3) 貯蔵品については、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却方法については、定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

なお、主な科目の耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～50年

機械及び装置 2～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、受取手形・売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金は、売上返品による損失に備えるため、将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金は、従業員の賞与支給に充てるため、期末現在の従業員に対する支給対象期間の支給見込額を計上しております。

(4) 災害損失引当金は、災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。

(5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

ただし、最長15年を限度としております。

5. 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

6. 重要な会計方針の変更

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業損失は5百万円増加し、経常利益は5百万円、税引前当期純利益は37百万円減少しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

取引保証として担保に供している資産

投資有価証券

141百万円

- | | |
|---|------------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 37,911百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| 関係会社の不動産賃貸借契約に対する保証 | 648百万円 |
| 取引先の金融機関からの借入に対する債務保証 | 29百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 100,361百万円 |
| 長期金銭債権 | 17,553百万円 |
| 短期金銭債務 | 32,571百万円 |
| 5. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地について再評価を行っております。再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、これを控除した額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。 | |

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△ 5,390百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	281,821百万円
	仕入高	45,944百万円
	販売費及び一般管理費	21,932百万円
営業取引以外の取引による取引高		82,899百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,797,531株
------	------------

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,093百万円
賞与引当金	1,386百万円
投資有価証券	933百万円
投資有価証券（退職給付信託）	574百万円
無形固定資産（その他）	1,067百万円
未払費用	383百万円
その他	2,174百万円
繰延税金資産小計	7,610百万円
評価性引当額	△ 1,250百万円
繰延税金資産合計	6,360百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 10,494百万円
固定資産圧縮積立金	△ 357百万円
その他有価証券評価差額金	△ 3,048百万円
その他	△ 105百万円
繰延税金負債合計	△ 14,004百万円
繰延税金負債の純額	7,644百万円
再評価に係る繰延税金資産	4,081百万円
評価性引当額	△ 4,081百万円
再評価に係る繰延税金負債	△ 2,101百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	2,101百万円

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している業務用乗用車及び電子計算機等があります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社三和化学研究所	所有 直接 100%	商品の購入	医療用医薬品 等の購入	43,888	買掛金	14,774
子会社	株式会社サンキ	所有 直接 100%	資金の援助 商品の販売 役員の兼任	資金の貸付 医療用医薬品 等の販売	3,000 86,562	— 売掛金	— 30,889
子会社	株式会社アステイス	所有 直接 100%	資金の援助 商品の販売	資金の貸付 医療用医薬品 等の販売	31,600 73,031	長期貸付金 売掛金	1,150 25,502
子会社	株式会社翔薬	所有 直接 100%	資金の援助 商品の販売	資金の貸付 医療用医薬品 等の販売	35,980 57,563	長期貸付金 売掛金	3,730 20,294

- (注) 1. 株式会社サンキ、株式会社アステイス及び株式会社翔薬に対する資金の貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 医療用医薬品等の販売及び購入に関する価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
3. 取引金額については、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,583円12銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 45円33銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

株式会社スズケン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 松 真 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服 部 則 夫 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 克 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スズケンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スズケン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

株式会社スズケン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 松 真 人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 服 部 則 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 加 藤 克 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スズケンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月6日

株式会社スズケン 監査役会

常勤監査役	沢	田	正	寛	⑩
常勤監査役	岡	田	憲	幸	⑩
社外監査役	岩	谷	敏	昭	⑩
社外監査役	仲	津	眞	治	⑩
社外監査役	井	上	龍	哉	⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	べっ しょ よし き 別所 芳樹 (昭和18年 5月27日生)	昭和45年3月 当社入社 昭和45年8月 当社取締役 昭和48年1月 当社常務取締役 昭和48年12月 当社専務取締役 昭和50年4月 当社代表取締役専務 昭和58年6月 当社代表取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役 社長 執行役員 平成19年4月 当社代表取締役 会長 執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 社団法人日本医薬品卸業連合会会長	1,689,468株
2	おお た ひろ し 太田 裕史 (昭和24年 2月5日生)	昭和42年3月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社取締役 常務執行 役員 平成17年6月 当社取締役 専務執行 役員 平成19年4月 当社代表取締役 社長 執行役員（現任）	10,138株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	いとう たかひと 伊藤 高人 (昭和26年 1月25日生)	昭和49年3月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社取締役 常務執行役員 平成17年6月 当社取締役 専務執行役員 平成20年6月 当社取締役 副社長執行役員 平成23年4月 当社取締役 副社長執行役員 企画本部・情報システム本部・管理本部・薬事管理部・CSR推進室担当兼企画本部長 (現任)	13,676株
4	すずき のぶお 鈴木 信夫 (昭和26年 12月27日生)	昭和50年3月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社取締役 常務執行役員 平成17年6月 当社取締役 専務執行役員 平成19年4月 当社取締役 専務執行役員 事業本部長 (現任)	10,074株
5	おおば ひろし 大場 博 (昭和25年 6月8日生)	昭和48年3月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員 平成22年4月 当社専務執行役員 平成22年6月 当社取締役 専務執行役員 営業本部長 (現任)	8,223株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	やま した はる たか 山下 治 孝 (昭和26年 3月2日生)	昭和48年3月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社常務執行役員 平成22年4月 当社専務執行役員 平成22年6月 当社取締役 専務執行役員 平成22年11月 当社取締役 専務執行役員 管理本部長兼中国事業部担当(現任)	3,960株

(注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役岩谷敏昭氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いわ たに とし あき 岩 谷 敏 昭 (昭和37年 1月20日生)	平成4年4月 牛田・白波瀬法律事務所入所 平成6年6月 当社監査役(現任) 平成12年10月 アスカ法律事務所開業(現在) 平成21年4月 甲南大学法科大学院教授(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩谷敏昭氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 岩谷敏昭氏は、東京証券取引所、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出ており、同氏の再選が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

4. 岩谷敏昭氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての高度な専門的知識に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただいております、引き続き社外監査役として監査機能を発揮していただけることを期待したためであります。

なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

5. 岩谷敏昭氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって17年であります。
6. 当社は、平成18年6月29日開催の第60期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、当社と岩谷敏昭氏との間で責任限定契約を締結しております。

同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(社外監査役との責任限定契約)

社外監査役は、本契約締結後、当社の監査役として会社法第423条第1項の責任を負ったときは、会社法第427条第1項及び当社の定款第36条の規定に基づき、その責任を限定するものとする。ただし、当該責任が監査役の故意又は重過失によるときはこの限りでない。

この場合、監査役の当社に対する損害賠償の額は、会社法第425条第1項の責任限度額を限度とする。

以 上

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、議決権行使専用ウェブサイト（<http://www.web54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。

インターネットによる議決権行使は、平成23年6月27日（月曜日）午後5時15分まで受付いたします。

1. システムにかかわる条件

インターネットでの議決権行使をおこなうために、次のシステム環境をご確認願います。

- (1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVG A）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ① Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降
 - ② Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0以降または、Adobe® Reader® Ver. 6.0以降

（株主総会招集ご通知をインターネット上でご覧になる場合）

※ Microsoft® 及び Internet Explorer は 米国 Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

※ Adobe® Acrobat® Reader™、 Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3) なお、会社などからのインターネットの接続の場合に、ファイアウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認願います。

2. 議決権行使のお取り扱い

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

3. パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。お届け印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続き願います。
- 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。

4. お問い合わせ先

ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ願います。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (65) 2031

(受付時間 土曜日、日曜日、休日を除く 9 : 00～21 : 00)

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社 I C J が運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以 上

